『ETC2.0装着車への特殊車両通行許可簡素化制度』 における特車システム操作説明資料 (申請者向け)

Ver.1.2

平成28年3月18日 平成28年3月18日

関東地方整備局 道路部 交通対策課



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism





●オンライン特車システムの操作の流れ

「ETC2.0装着車への特殊車両通行許可簡素化制度」のことを以下、「ETC2.0簡素化制度」といいます。



① ETC2.0簡素化制度利用登録



●ETC2.0簡素化制度利用登録機能の操作の流れ





●申請データ作成時の重要事項

申請データ作成

OETC2.0簡素化制度の適用を受けるには、『ETC2.0装着車への特殊車両通行許可簡素化制度』 実施要綱(以下、実施要綱という)に記載されている条件を満たす必要があります。

〇申請経路のうち、1経路でも大型車誘導区間が含まれない経路がある場合、ETC2.0簡素化制度の 適用は受けられません。

○適用条件を満たさない場合は、ETC2.0簡素化制度が適用されない通常の申請となります。 ○新規格車でETC2.0簡素化制度の適用を受ける場合には、資料「新規格車でETC2.0簡素化制度 申請を行う方へ」に従って操作してください。(15ページ参照)

車両諸元											
	新規格車			新規格車以外							
		連	連結車		連結車						
	単車	這加3直端	単車 単面	セミトレーラ連結車 (国際海上コンテナ車	フルトレーラ						
			1010104-12		特例5車種及び追加3車種	その他	連結車	9 J M A			
幅	2.5m以下										
高さ		3.8m以下			4.1m以下						
長さ	12m以下				17m以下 (後軸の旋回中心から車両後端までの距離が 3.2m以上4.2m以下の場合は17.5m以下、 19m以下 21m) 3.8m以上4.2m以下の場合は18m以下)						
最小回転半径					12m以下						
総重量	25t以下 26t以下 39t以下 44t以下										
軸重	10t以下 11.5t以下						104以下				
隣接軸重	隣り合う車軸に係る軸距が1.8m未満の場合は18t以下 1.8m以上の場合は20t以下 (隣り合う軸重に係る軸距が1.3m以上であり、当該隣り合う車軸に係る軸重が いずれも9.5t以下の場合は19t以下)										
輪荷重	5t以下 5.75t以下 5t以下										

ETC2.0簡素化制度適用対象車両の範囲(実施要綱 3ページ) 3





●申請データ作成時の留意点①







●申請データ作成時の留意点②







●申請書作成状況一覧画面における留意点



● 申請データの提出以降の操作は、通常申請と変更ありません。



●通行の条件

5 許可証の受領

ETC2.0簡素化制度申請の申請経路に対する車両通行条件は下記に記されます。





●「条件書」の変更点







●通行経路表の変更点





⑥ 大型車誘導区間算定結果帳票出力



●申請支援システムの申請書作成状況一覧画面(6ページ)で、許可された申請に対する 大型車誘導区間算定結果帳票が出力できます。

<大型車誘導区間算定結果帳票>

しおり 📢 🕨	ETC2.0簡素化制度申請 大型車誘導区間内通行条件(実車) (####################################									2							
8		受付許可番号:	:	執数:5執、 出発地化部				、トレーラ後3軸 (S1.)	1-3) 11:av	<u>/#+</u>							
□		ADITALEN		口笼地任何			H H2ASIE/71			ث يتر							
申請 大型車誘導 区間内通行条件	申請 大型車誘導																
(実車)		障害種別	条件	道路管理者	路線名称	地先名	往復 区分	名称(交差点又は構造 物)	出発地側交差点	交差点地先名	~ 目的地側交差点	ξ.	交差点地先名				
□ ■ ETC2.0簡素化制度 由請 ★ 刑 由 該 道		曲線	с	北海道開発局 函館開	一般国道 5号線 複線(服和3丁目	往復	-	#6240552584	昭和4丁目105-8	~ #6240552598		石川町				
区間内通行条件		111,899		発建設部	2)		12.18	[申請車両の占有幅-2.93m 車道幅員-2.50m								
(空車)		狭小椋昌	c	北海道開発局 函館開	一般国道 5号線 複線(往復	-	#6240650264	桔梗町	~ #6240650418		字桜町				
		2007 11834	č	発建設部	2)	1800-1	LL IX	_	車道幅員-2.25m								
				関東地方整備局 常陸	一般国道 6号線 複線 ((_	注	-	長岡#5440330066	-	~ 長岡#544033031	1	長岡				
「片道」、「往復」	、Γ	「実車空車		河川国道事務所	3)		11		包括許可対象外								
同一申請」に関	同一申請」に関わらず、大型 車誘導区間は「実車時」、「空		関わらず、大型 関東地方整備局 常陸		一般国道 6号線 複線(-	- 34		#5440330175	-	 奥谷オフランプ#5440 7 	33020	奥谷字				
車誘導区間は「			空	河川国道事務所	6)		100		包括許可対象外								
車時」の両方で	算力	『定されます。		関東地方整備局 常陸 一般[一般国道 6号線 複線((奥谷	往	防前標	#5440330175	大字奥ノ谷	 奥谷オフランプ#5440 7 	33020	奥谷字				
				河川国道事務所	6)	~	LT.	BOHOUM	B条件の限度重量-35.83t								
	-	亦美占	с	北陸地方整備局新潟	- 般国道 7号線	中央区東大通2丁目	目往	東大通#563960	-	-	~ -		-				
				国道事務所		TARGENTE		0940	対向車線を侵して折進できる車両分類値-0,対向車線を侵さず折進できる車両分類値-II,申請車両分類値-I								
		上空間			▶ 空隨害	-	東北地方整備局 酒田	一般国道 7号線	五十川字近千島	往復	五十川南トンネル	#5739740049	温海宇温福	~ #5839040006		五十川字浜千鳥	
					河川国道事務所			LA. BC	at the transfer	包括許可対象外							
			☆美古 C	/ c	東北地方整備局 能代	一般国道 7日線	桂砂	往復	市役所前#60403	-	√ タル掴む[」の	坦今「勾任		-			
				河川国道事務所	12.77	partice.	40023	対向車線を侵して折進できる車両分									
		来小女 C 北陸	北陸地方整備局 金沢 一般国道	一般国道 8号線 複線(千大町	往復	_	田中東#5436750259				田中町					
				河川国道事務所	6)				車道幅員-2.25m	67 o							
				с	北陸地方整備局 金沢	一般国道 8号線 複線(田中町	往復	-	田中#5436750057	[m.1.17]	*XAD*1#04001000	51	磯部町			
	_	4		加加加加加加加加加	L DI			I	L								

算定結果が通常審査で個別審 査の場合、申請経路以外は個 別審査を実施しないことから条 件欄に「-」が表示されます。

7) 通行条件マップ出力



●許可証の条件書(表面)に記載されているURLをクリックすると、ETC2.0簡素化制度における大型車誘導区間内の通行条件マップが出力できます。 ただし、当面の間は次ページに示すモデル車両による通行条件マップとなります。





⑦ 通行条件マップ出力

●モデル車両の車両諸元

この諸元を超える車両は通行条件マップに表示される通行条件より厳しい通行条件となるケースが考えられますので、詳細は大型車誘導区間算定結果帳票をご確認ください。







●通行条件マップ(東京都の例)







●通行条件マップ(東京都の例)







〇新規格車もETC2.0簡素化制度の対象となりますが、新規格車は空車時には車両総重量20t以下と なり、特殊車両に該当しなくなるため、重さ指定道路以外でも本来は申請不要となり、オンライン申請 システムでの算定が行えません。

新規格車でETC2.0簡素化制度を利用した申請を行う場合は、「特殊車両通行許可申請におけるオン ライン申請の紹介PRサイト)」のダウンロードページに掲載している、説明資料「新規格車でETC2.0 簡素化制度申請を行う方へ」に記載されている方法で車両諸元を入力していただく必要があります。

特殊車両通行許可	「申請におけるオンライン申請の紹知		車システムは、問い合わせ内容毎に担当が分かれています。 らからご確認ください。	
🗕 トップページ	•特殊車両通行許可制度とは •オンライン申請とは	代理申請とは 🦯 ダウン	/ロード 🌈 よくある質問と回答 🌈 お問い合わせ	and the second
NEWS! お知らせページ 特殊車両の通行許可申請を	▲ <u>電子申請書作成システム操作</u> マニュアル[PDF]	Ver.201510-2	最新のオフライン用システムの操作マニュアルで す。	~
行ったことがない方へ 書面による申請を 行っている方へ	特殊車両通行許可申請書類作 成要領[PDF]	H23.4月版	特車申請の申請書作成解説書です。 手書き用ですが、システム入力に応用できます。 ご参考ください。	
CD-ROM版の電子申請を 行っている方へ	※ オフライン用プログ	・ グラムをCD-ROMで		
インターネット申請を 行っている方へ オンライン申請を		申請書作成	補助ツール	
行いたい方はとちら	名称	バージョン	概要	
 システムご利用の前に (利用規約) はじめにお読みください (強美PC環境) 	連結最小回転半径計算シート Excel形式	-	連結車(セミトレーラ・フルトレーラ等)の特殊車両 通行許可申請時に記載する、連結時の最小回転 半径を計算するソールです。 Fxce形式で提供しています。	
 申請データの作成 申請データの送信 	ETC2.0装	着車への特殊車両通行	行許可舗表化制度に関する資料	
お問い合わせ先	名称	バージョン	概要	
TEL 特車運用事務局 こちらから	大型車誘導区間通行条件マッ		ETC2.0簡素化申請で通行できる大型車誘導区間 の通行条件を示した地図です。	
□ 特車通行規制	2		(モデル車両の昇定結果なので、美除の申請車両 の通行条件とは異なります)	
- - 0 8	<u>新規格車でETC2.0簡素化制度</u> 申請を行う方へ	-	新規格車におけるETC2.0簡素化制度を適用した 申請の方法に関する説明資料です。	
・電子政府・電子自治体 リング集	新加坡中田林重計算シート		新規格車におけるETC2.0簡素化制度を適用した 甲請時に使用する軸重計昇用のツールです。	
道路の老朽化対策に向けた 大型車両の通行の適正化方針				
 大型車誘導区間 に係わる申請	※Marceaft World、米国Marceaft Dorperationの米 ※一大即は株式会社ジャットシステムの登録商標で ※マニュアルを見るためには、アドビシステムズ株式 無償でダウンロードできます	国およびその他の国における す。 会社が提供しているアドビリー	登録商標です。 ダー(Adobe Reader)が必要です。アドビリーダーは、 <u>アドビシステムズのサイ</u> たから 【、【 Adobe*	
			Adobe Get Reader"	\sim

ETC2.0簡素化制度申請の手数料



〇通常申請の申請経路で手数料がかかる場合(経路が2以上の道路管理者にまたがる場合)は、 ETC2.0簡素化制度申請でも同様の手数料がかかります。

〇通常申請の申請経路で手数料がかからない場合(経路が2以上の道路管理者にまたがらない場合) でも、大型車誘導区間内は2以上の道路管理者にまたがるため、ETC2.0簡素化制度申請では手数料 がかかります。

⇒経路が直轄国道のみの場合でも

160円/台・経路(大型車誘導区間で完結している経路) もしくは 200円/台・経路(大型車誘導区間を含むが、大型車誘導区間で完結しない経路) の手数料がかかります。

対象ケース	現行制度	ETC2.0簡素化制度	
十刑支援道区周不宁处于7.级收	道路管理者が2以上	160円/台·経路	160円/台·経路
入空車誘導区间で元福9る柱路	1道路管理者のみ	0円	160円/台·経路
大型車誘導区間を含むが、大型車誘導区間で完結	道路管理者が2以上	200円/台・経路	200円/台·経路
しない経路	1道路管理者のみ	0円	200円/台·経路
十刑市話道区間た合士たい奴奴	道路管理者が2以上	200円/台·経路	制度適用外
入空甲誘导区间を召まない 粧路	1道路管理者のみ	0円	制度適用外



ETC2.0簡素化制度許可で通行する際の携行書類

OETC2.0簡素化制度 車両通行時の許可証等の携行については、通行経路に係るもののみ備え付 ければ足りるものとします(実施要綱5ページ)

記入作成者	通達等における様式番号	書類名	携行義務 (通常申請)	携行義務 (ETC2.0)	電子署名対象	入手方法
	省令別記様式第1	特殊車両通行許可申請書				
	要領別記様式1	車両内訳書	0	0	0	受付システムよりダウンロード (許可証と同一ファイル)
	課長通達別記様式第1	車両の諸元に関する説明書				
	課長通達別記様式第1の2					
申請者	課長通達別記様式第2	経路表				受付システムよりダウンロード (許可証と同一ファイル)
		経路図 (協議を必要とする場合は 協議を要する路線のみ作成)	0	0		申請支援システム(デジタル道路 地図)よりダウンロード
		自動車検車証の写し (型式毎に1枚)				
		軌跡図 (超寸法車両のみ作成)				申請経路に関するものです。
		フレキシブルディスク				
	省令別記様式第2	特殊車両通行許可証	0	0	0	受付システムより ダウンロード
道路管理者	要領別記様式6	条件書	0	0	0	受付システムよりダウンロード (許可証と同一ファイル)
		大型車誘導区間算定帳票		0		申請支援システムより ダウンロード
		大型車誘導区間経路図 (通行条件マップ)		0		PRサイトよりダウンロード
	要領別記様式5	協議書				
	要領別記様式4	協議回答書				
		申請書及び付属書類の写し				

大型車誘導区間に関するものです。 通行経路に係るもののみ備え付けれ ばよいです。

最新車両制限令 実務の手引(第4次改訂版) P314 特殊車両通行許可申請書等関係書類 を一部改変